

第 2 号議案

広島県重要文化財の指定について

広島県文化財保護条例（昭和 51 年広島県条例第 3 号）第 3 条第 1 項の規定により広島県重要文化財の指定をすることについて、次のとおり提案します。

令和 4 年 2 月 10 日

広島県教育委員会教育長 平 川 理 恵

1 広島県重要文化財に指定する文化財

じょうこくじからもん
常国寺唐門

2 根拠規定

広島県文化財保護条例第 3 条第 1 項

広島県教育委員会は、県の区域内に存する有形文化財のうち県にとって重要なものを広島県重要文化財に指定することができる。

広島県重要文化財として、常国寺唐門を指定する。

- (種 別) 広島県重要文化財 (建造物)
- (名 称) 常国寺唐門
- (員 数) 1 棟
- (時 代) 18 世紀前期
- (所在の場所) 福山市熊野町甲 1481 番地
- (所有者) 宗教法人常國寺
- (内 容)

常国寺は、広島県福山市熊野町に所在する日蓮宗の寺院で、山号は広昌山といい、文明年間（1469年～1487年）に開基したと伝えられる。天正4年（1576）から15年にかけて室町幕府最後の将軍足利義昭が備後国へ滞在した際、常国寺が義昭の御所のひとつとなった。

常国寺の唐門は、第12世日遼の代に建てられたとされており、日遼が没した享保14年以前に建てられたものと推測される。室町幕府最後の将軍である足利義昭の由緒を、享保期の施主と大工が当時の知識と技術で建物の形式及び意匠で示したという特色をもつ建造物である。扉上段の棧の間に桐文様を浮き彫りにした板が嵌め込まれ、中備の臺股には足利氏の家紋である二つ引両が彫られている。

虹梁や木鼻に彫られた絵様や臺股の形などは、共に時代相応の特徴をみせる。控柱の虹梁形の頭貫とそれに直交する木鼻は雲形に作られており、大瓶束の左右に付く笈形彫刻も力強く、材質・技法・意匠ともに優れている。



常国寺唐門 正面写真（参道側より）



常国寺唐門 正面写真（参道側より）

県内所在 国指定・県指定文化財等件数一覧

県報告示後

国指定文化財			県指定文化財		合計
種別(種類)	件数	種別(種類)	件数		
国宝	建造物	7			7
	絵画	2			2
	工芸品	16			16
	書跡・典籍・古文書	1			1
	小計	26			26
重要文化財	建造物	57	建造物	46 (+1)	103 (+1)
	絵画	11	絵画	51	62
	彫刻	44	彫刻	94	138
	工芸品	61	工芸品	55	116
	書跡・典籍・古文書	20	書跡・典籍・古文書	51	71
	考古資料	4	考古資料	18	22
	歴史資料	4	歴史資料	4	8
小計	201	小計	319	520	
重要無形文化財	0	無形文化財	2	2	
重要有形民俗文化財	7	有形民俗文化財	5	12	
重要無形民俗文化財	4	無形民俗文化財	67	71	
記念物	特別史跡・特別名勝	1			1
	特別史跡	1			1
	特別名勝	1			1
	特別天然記念物	1			1
	史跡	27	史跡	125	152
	名勝	7	名勝	6	13
	天然記念物	15	天然記念物	116	131
小計	53	小計	248	301	
重要伝統的建造物群	4			4	
合計	295	合計	641	936	
記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財					11
選定保存技術					1
登録文化財			登録有形文化財		292
			登録有形民俗文化財		1
			登録記念物		3

※1 網かけ部分が、今回回答申される文化財に関する部分である。

※2 件数は、今回の指定・指定解除等をした後のものである。()は変更件数。